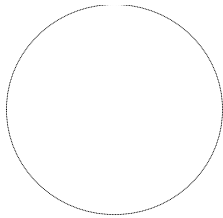


(受付印)



(宛先)京都市長

軽自動車税（種別割）減免申請書

□□ - □□

申請者（太枠内のみ御記入ください）

年 月 日

納税義務者	住所 (所在地)				
	電話番号	()	—		
	氏名 (名称)				

下記の事由により軽自動車税（種別割）の減免を申請します。

なお、減免事由に異動が生じたとき等は直ちにその旨を申し出ます。

減免を受ける 軽自動車等	標識番号 ナンバープレート					必要書類確認欄(職員記載)					
減免を 受ける理由 (該当するものにチェック)	☐ 1 生活扶助受給者 又は 生活支援給付受給者 条例81条 1項1号 施行細則4条の7 1項4号					☐ 端末 ☐ 車検証等					
	☐ 2 身体障害者本人 ☐ 3 戦傷病者本人 条例81条 1項2号 細則4条の7 1項1号					▶ 障害者・運転者欄を記入してください。 ▶ 障害者・運転者が納税義務者と異なる場合、(別紙1)使用状況を記入してください。					
	☐ 4 重度知的障害者本人 又は 重度知的障害者と生計同一 ☐ 5 身体障害者・戦傷病者と生計同一 ☐ 8 通院重度精神障害者本人 又は 通院重度精神障害者と生計同一 要綱4条										
	☐ 6 災害により軽自動車等に被害を受けた方 細則4条の7 1項3号										
	☐ 7 車いす固定装置等の構造を持つ軽自動車 細則4条の7 1項2号					☐ 罹災証明書等の写し ☐ 修理費の見積書等 ☐ 福祉車両を証する書類					
	障害者	住所	納税義務者と同じ⇒チェック ☐		氏名	納税義務者と同じ⇒チェック ☐		☐ 京都市在住の確認 適用中減免の確認 ☐ 府税確認（普通車） ☐ 端末確認（軽自原付）			
手帳等の種類 (該当するものにチェック)		☐ 身体障害者手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 療育手帳(A判定) ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1級) 及び自立支援医療受給者証(精神通院)				☐ 各手帳等の写し ☐ 自立支援受給者証の写し					
	再認定又は有効期限	☐ なし ☐ あり ⇒		年 月							
運転者	住所	納税義務者と同じ⇒チェック ☐		氏名	納税義務者と同じ⇒チェック ☐		☐ 運転免許証の写し				

令和 年度課税分から適用

事務処理欄（職員記載）	※申請書控えの交付 ⇒ ☐ 済み ☐ 未済											
					交付	審査	後方	受付				
	納税者 コード	区	学区	町	氏名コード				整理番号			
個人番号又は法人番号												

◎申請に必要な書類等については、裏面を御覧ください。

様式 5(R5.7)

軽自動車税（種別割）の減免申請に係る注意事項

1 必要書類

減免の種類	減免の理由	必要書類
生活保護等 ※ 本人が運転する場合のみ	- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 - 中国残留邦人等支援法の規定による生活支援給付を受けている方	○記入された「減免申請書」 ○本人の運転免許証のコピー（両面） ○生活保護受給証明書（課税年度の4月1日から納期限までの期間に「生活扶助」を受給していることがわかるもの）
障害者手帳等の所持者※	身体障害者手帳	○記入された「減免申請書」
	戦傷病者手帳	○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ）
	療育手帳（障害の程度「 A 」に限る）	○本人の運転免許証のコピー（両面）
	精神障害者保健福祉手帳(等級「 1級 」に限る) 及び 、自立支援医療受給者証(精神通院)	○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー ○本人の運転免許証のコピー（両面）
※京都市内に居住されている方が対象です。	・車両の運転を生計同一の親族がする上記手帳所持者 ・上記手帳所持者の移動に専ら使用する車両を所有する生計同一の親族 ※運送事業用の車両は減免対象外です。 ※生計同一とは、日常生活の資を共にしていることをいい、同居・別居は問いません。 同居の場合は6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族、別居の場合は3親等内の血族及び姻族となります。	○記入された「減免申請書」 ○手帳のコピー（白紙ページを含む全ページ） ○自立支援医療受給者証(精神通院)の表裏全ページのコピー（精神障害の場合のみ） ○運転者の運転免許証のコピー（両面） ○記入された「使用状況に関する事項」 ○生計同一であることがわかる書類（戸籍全部（個人）事項証明書など）

※125ccを超えるバイク、軽自動車等を取得してから2週間以内に申請される場合は、車検証又は届出済証のコピーも必要です。

2 減免が適用される台数

- ・生活扶助受給者及び福祉車両にかかる減免：台数の制限はありません。
- ・障害者手帳等の所持者にかかる減免：障害者手帳所持者おひとりあたり、軽自動車・バイク・普通自動車のうち、1台に限ります。

3 申請期間

指定の納期限（通常は5月末、当日が閉庁日の場合は翌開庁日。）までに申請（郵送の場合は当日消印有効）されると当年度分から、納期限後に申請されると翌年度分から減免が適用されます。

なお、生活保護等による減免は、毎年度申請が必要ですので、当年度の4月1日から納期限までに申請してください。

内容に不明点及び不備がある場合で、申請を収受してから1週間連絡が取れないとき、又は、連絡後2週間以内に不備等に係る対応がないときは、不適用となることがあります。